

鳥取県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業又は介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
智頭町長 寺谷 誠一郎	八頭郡智頭町大字 智頭2072	智頭デイサービスセンター	八頭郡智頭町大字 智頭1875	平成21年3月31 日
〃	〃	智頭町立智頭心和苑	〃	〃
大山町長 山口 隆之	西伯郡大山町御来 屋328	大山町国民健康保険大山口 診療所	西伯郡大山町末長 290-7	平成21年4月1 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
智頭町長 寺谷 誠一郎	八頭郡智頭町大字 智頭2072	智頭デイサービスセンター 介護予防通所介護事業所	八頭郡智頭町大字 智頭1875	平成21年3月31 日
〃	〃	智頭町立智頭心和苑介護予 防短期入所生活介護事業所	〃	〃
大山町長 山口 隆之	西伯郡大山町御来 屋328	大山町国民健康保険大山口 診療所	西伯郡大山町末長 290-7	平成21年4月1 日